

文書館ニュース

5 号
山口県文書館

歴史資料保存法の意義と今後の運動	木村 礎	1
東京都公文書館について	菊池 昭	3
伊丹市立資料館（仮称）について	門脇良光	6
阿武川民俗資料館（仮称）について	波多放彩	8
地方文書館設立の問題点	兼清正徳	9
山口県文書館ニュース		9
編集後記		14

するために傾注さるべきである。

歴史資料保存法の意義と

今後の運動

木村 礎

昭和四十四年十月二十三日夕刻、日本学術会議の総会は「歴史資料

料保存法の制定について」の勧告を満場一致で可決した。これは、

昭和三十九年の秋以来五カ年にわたる多くの関係者の努力の結晶である。日本学術会議は政府の諮問に答えるという仕事もするが、原則的には諮問機関ではなく「独立」機関であり、学術研究上有効な措置を自らの意志によって政府へ「勧告」するのが主任務であり、その勧告を実施するのは政府の仕事である。だから、学術会議が「歴史資料保存法の制定について」の勧告を採択しても、それは直ちに法として制定されることを意味しない。法が具体的に現実化するためにはなお若干の曲折と年月が必要である。ただし数年の中

に法として制定されることはほぼ疑いない。今後の我々の努力は、実現するであろうことはほぼ疑いない。今後の我々の努力は、実現までの日数を出来る限り短縮すること、ならびに法が正しく現実化

学術会議勧告は、五カ年にわたる学界の論議の集約とも言える性格を持っている。論議の経過の要約と勧告全文、その簡単な注釈は雑誌「地方史研究」一〇二号に掲載されているから是非読んで頂きたいと思う。これは私が書いたものだから我田引水めくけれど、文書保存問題ならびに文書館運動について論じ行動する人々にとつての必読文献である。

ここでは、経過はいつさい省略し、勧告内容の大綱について記しておく。

○「歴史資料」とあるが、その実体は、文書類（公文書ならびに古文書類）である。考古学上の遺跡・遺物、美術品、民俗学研究の対象になるような物品類は、すべて既存の「文化財保護法」によって取扱われるものと考えている。ただし、書物や印刷資料などの大部分は、「歴史資料保存法」の対象になると考えるべきであろう。

○保存のための原則。これは一口に言って現地主義である。現地とは都道府県・市区町村のことである。もちろん現地主義を一〇〇％貫徹することは困難であろう。それにも拘らず、文書類を中央の力所ないし主たる地方数カ所に集めるという考えを絶対にとらな

い、という点において、明確な現地主義なのである。

○保存のための方法。全国の都道府県・市区町村に「文書館」を設置し、それによって現地主義による保存（整理・利用の問題を含む）の網の目を全国的に張りめぐらす、という構想である。都道府県では文書館を必ず設置し、市区町村にも出来るだけ設置するようにする、というのが眼目である。現地主義の貫徹のためには、市区町村における文書館の設置こそ望ましいのだが、現実的には、それを義務づけ得ない要因が多すぎるといふ判断からこうなったのである。

○文書館の仕事。それぞれの行政体の公文書は終局的には、必ずここで処理され保存される。管内各所に存在する古文書類については、完璧に調査し、目録・副本等を作成する。古文書類については要するにいわゆる情報業務が主体となる。古文書類は、現在では私有財産である。これを全面的に文書館に移管することは出来ない。また永年大事に保存してきたものを無下に引上げるようなことはすべきでない。散逸の恐れがあり、所蔵者が明確に移管の意志表示をした場合にのみ文書館に移管すべきである。文書館は、古文書類については情報業務を中心とするのである。平たく言えばその文書館に行けば、管内の古文書の所在がたちまち判明し、目録を完備しており、主要なものについては副本があり、現物を見なければ、その所蔵者に連絡してくれる、といった状態を考えているわけである。

○文書館の職員。これは当然「専門」の職員が主体とならねばならない。

○文書館の運営。有識者より成る委員会制度を考えている。くわしくは勧告原文参照。

大体以上のようなことなのだが、気になることが幾つかある。実現の過程で必ず問題になることなので、率直に書いておく。

第一は「専門」の職員の待遇の問題である。この種の仕事は、きわめて地味な仕事である。しかも終ることを知らない仕事でもある。管理職をやたらに設けて、「出世」したような錯覚を持たせ得るような仕事でもない。しかも「人」が決定的なきめ手になるような仕事なのである。したがって物質的な待遇をよくせねばならぬ。少なくとも、県立高校教員ぐらゐのところはあるべきであろう。

第二の問題は、「専門」ということの意味である。学術会議勧告では「研究」職という言葉を使っていないのだが、これには若干の意味がある。もちろん文書館の仕事は、高度に専門的であり研究的である。ただその仕事は広義における公共的なサービス業務にならざるを得ない。文書館員がいわゆる個人的な「研究」に熱中し、個別論文や著作の刊行ばかりしていたらいいだろうか。このような恐れはわが国の学問的風土からするとあり得ないわけではない。学術会議の勧告にもとづく共同利用研究所は各分野において相当数あるが、現在学術会議において共同利用研究所のあり方が問題になっているのは、研究所や所員の穴もぐり的な独善的性の深化にも関係があるのだ。歴史研究の分野においても、苦心して作った文書目録よりも、一編の気のきいた論文が尊重されるような数か少ない気風がある。この気風を打破すべき具体的方策を残念ながら私は持たせていない。しかし、歴史研究者が史料の発見・整理・公開に大きなエネルギーを費やすべきことは、学問の性格から言って当然なのだから、このような仕事の分野にこれからの文書館が絶大な力量を発揮し、そのことによって、一般の人々が寄せる郷土の歴

史への率直な関心に具体的に答えられるようになっていたかと思ふ。とにかく、文書館が独善的で偏狭な悪しき意味での「研究者」の巢窟になってしまつては仕方のないことである。それは税金の濫費である。そのためには、文書館員は常に郷土の民衆と密着していることが必要なのである。

結論的に言えば、その仕事の性質上文書館員は研究職・専門職でなければならぬ。しかし、悪しき意味での研究者・専門家になつてはならない。新しい気風の研究者・専門家の集団をこれからの文書館員に期待したい。

氣にしていることの第三は、予想されるいわゆる「官僚主義」の問題である。文書館は要するに役所である。役所以外に文書館の網の目を張ることは現在の日本では絶対に不可能なのだから、文書館は当然「お役所」になる。官僚機構はもちろん必要があつて生まれものであるが、いったん定着すると機構独自の運動法則に左右され本来の任務が忘れられてしまう場合が往々にしてある。これが官僚主義である。文書館が官僚主義に毒されたら、それこそ著にも俸にもかからぬものとなる。仕事の性質が土木や農林といったこととは違ふからである。勧告は文書館の設置・運営のための委員会制度を構想しているが、これには、官僚主義をおそれる氣持が率直に言つてある。しかし、委員会制度そのものが、官僚主義のかくれ簀に容易に転化することは、これもまた周知の事実である。官僚機構におけるいわゆる官僚主義の発生と運動をどう防ぐかについての名案を残念ながら私は持ち合わせていない。抽象的な言い方だが、文書館は郷土の民衆に奉仕すべきものと、館員は郷土の民衆の歴史への要求を文書処理という形で受取める存在なのだ、ということとし

言い得ない。

ともあれ、學術會議は「歴史資料保存法の制定」についての勧告を可決した。法の正しい実現を急がねばならない。それと共に、文書保存・利用運動、文書館運動を更に全国的に推進せねばならない。この問題は要するに運動なのであつて、法が制定されればよいというものでは絶対にない。山口県文書館が、これまでの文書館運動の軸として活躍されてきたことに深い敬意を表すると共に、今後の困難な運動においても強大なエネルギーを発揮されんことを一層期待している。(一九七〇・三・二三) (明治大学教授 學術會議員)

東京都公文書館について

菊 池 昭

東京都公文書館は、都の公文書、史資料等を系統的に収集・保存・管理し、これらの効率的な利用をはかるとともに、あわせて、都に関する修史事業を行なうために、旧都政史料館と総務局文書課の一部機能を統合して、昭和四十三年十月一日に新設されました。開館に伴う一通りの整備を終え、ただいま業務は、ようやくその緒についたところです。

都では、明治以来今日まで、史料の編纂事業を継続して行なつており、その一環として、各種の史料・参考図書および庁内刊行資料等の収集保存事業を進めてきましたが、公文書(永久保存文書)の集中保存管理は、旧府・市以来、文書課が担当してきました。たま

た、太平洋戦争の末期から戦後にかけて、公文書の疎開・回送・再整理の事業を契機として、編纂と公文書保存事業の一元化が一部で考えられましたが、制度的に確立しないまま、昭和二十七年十一月、都政史料館を設置し、編纂業務を主体として、一部公文書を含む都政史料の保存管理閲覧に当ることとなりました。したがって、そこでは、設置目的からして当然のことながら、側面的に文書館の機能の一部分を果すに止まり、公文書・史資料の収集保存および利用等いずれの点についても、機構的にも施設面でも、きわめて不十分な状態にありました。このため、かねがね関係者の中で、整備拡充が要望されておりましたが、一方、文書課においても、年々増大する公文書の集中保存管理とその効率的利用という行政上の必要から、新たな対策が要請されるに至りました。ここで、文書館ないし公文書館の設立が現実の課題となり、主として史料館と文書課の間で、その具体策について検討を開始しました。日本学術会議による国立公文書館の設置勧告（昭和三十四年）より幾分早い時期でしたが、以後数年間予備調査や敷地選定に費やし、昭和三十九年に計画を決定、四十年度に敷地の整地作業と建築設計を終え、四十一年十月着工、四十三年九月に竣工し（建設費七億七千万円、職員研修所部分を含む）、十二月月上旬までに、旧都政史料館からの移転を完了しました。

庁舎は、東京都港区海岸一丁三十七にあり、鉄骨鉄筋コンクリート造、地下一階・地上六階で、職員研修所、財務局車庫（地下の一部）との合同庁舎ですが、入口を別にし、研修所側とは各階とも防火扉をもって相互に遮断し、それぞれ独立性を保持しております。旧都政史料館では、史料の収容能力もその限界に達してしまし

たが、新館の完成により、総面積は九三〇・四平方メートルから三、二四六平方メートルに拡張され、書庫内には特殊空調設備や自動消火装置等、文書保存に必要な諸施設もはじめて整備されました。公文書・史資料収納書架は、延一万メートルに及びます。（各階細部については別表を御参照ください）

当館の設置に伴い、旧都政史料館の全業務と、これまで文書課で行なっていた永久保存文書の集中保存、マイクロフィルムの撮影・利用、文書類の整本等の業務は、すべてここに統合されることになりました。現在、当館は、総務局総務部に所屬し、庶務・整理閲覧・マイクロフィルムの三係と史料編纂（係を設置せず主任調査員若干名、その他職員を置く）に分れ、別に東京百年史編集の事務局を兼ねており、臨時に同編集係を置いています。館職員は、館長以下三十一名（内、非常勤三名）ですが、これは、当初の計画よりかなり縮小されたもので、事業を積極的に推進するためには、もとより十分とはいえず、組織面の検討とあわせて将来の課題です。

主要な業務を昭和四十四年度についてみますと、公文書保存・史料資料収集関係では、永久保存文書引継二、三、〇〇〇件、史料資料収集三、四〇〇冊、公文書製本一、七〇〇冊、史料修復整本七、三三冊、マイクロ関係では、マイクロフィルム撮影一五〇巻、マイクロフィルム復写九、六〇〇枚を数えます（マイクロフィルムカメラは二台備えているが、人員の関係で現在一台しか稼動しておりません）。史料編纂では、東京市史稿市街・産業両篇、史料復刻（町々役料高書上）、都史紀要十九のほか昭和四十四年度版東京都行政資料集録等を刊行しました。四十四年度予算は総額九、四六七千円で、内史料保存閲覧関係三、二七二千元、公文書保存・マイクロ整本関係

二、二〇〇千円、史料編纂三、九九五千円で、別に東京百年史編集（現在史料収集調査中、四十七年度刊行予定、執筆者、補助者とも三六名）予算は一二、三二五千円となっています。

本年三月末現在、当館に保存する公文書、史料類は、明治以降の東京府・市・郡公文書約四万冊、史料・図書約二万三千冊、庁内刊行資料（旧府・市の刊行物を含む）約二万四千冊（以上いずれも整理配架済）にのぼり、ほかにマイクロフィルム約四千六百巻に達しています。

保存文書の閲覧（一般公開）は保存公文書公開基準によって行ない、永久保存文書の保存、廃棄方式はマイクロフィルム化実施基準（近く決定）により、また保存文書の分類は、新たな永久保存文書分類基準の策定を急いでいます。

以上きわめて不備かつ表面的な紹介に終わりましたが、当館は、設立日なお浅く、かかえている課題も少くありません。この点を含めて、より詳細な御報告は、いずれまた別の機会にゆずりたいと考えます。

（東京都公文書館主事）

別表 東京都公文書館階層別部屋割り一覽

（単位 m²）

1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	6 階	屋上
事務室 15.92 展示ホール 148.03 受付室 5.12 書庫 60.84 荷裁室 57.68 消毒室 23.40 製断室 16.90 製本室 14.62 機械室 57.80 倉庫 (1) 8.33 倉庫 (2) 14.02 廊下その他 101.50 計 524.16	事務室 19.08 閲覧室 32.94 マイクロリーダー室 15.79 目録室 26.81 マイクロフィルム保管室 (1) 44.28 マイクロフィルム保管室 (2) 17.68 記念品保管室 (1) 44.28 記念品保管室 (2) 31.82 書庫 (1) 116.64 書庫 (2) 44.64 廊下その他 129.60 計 524.16	事務室 115.05 館長室 35.67 書庫 283.68 廊下その他 89.76 計 524.16	事務室※ 62.64 整理分類室 (1) 17.51 整理分類室 (2) 17.51 整理分類室 (3) 33.12 書庫 287.44 書庫 105.94 廊下その他 ※百年史編集事務室 計 524.16	マイクロフィルム撮影室 59.54 投影文書整理室 23.69 暗室 11.88 暗室 10.34 暗室 14.27 暗室 287.44 書庫 17.28 廊下その他 99.42 計 524.16	編集事務室 51.84 編集参考室 30.24 編集ライブラリー 57.69 書庫 259.84 書庫 124.55 廊下その他 計 524.16	倉庫 19.44 その他 82.08 計 101.52
合 計						3,246.48

伊丹市立資料館（仮称）について

門 脇 良 光

☆ はじめに

伊丹市は、市制二十五周年記念・明治百年記念事業として、市史編纂事業・資料館・図書館建設事業を主要文化事業にして、昭和四十年から市史編集を、昭和四十二年からは資料館・図書館建設事業に着手した。とくに、資料館・図書館建設については、審議会を設け、斯界の学識経験者に委嘱し、市長の附属執行機関として条例によって鋭意すすめることとした。

資料館建設のため調査期間を昭和四十二・四十三年度内に約二百万円の調査費を計上し、四十三年度末に審議会答申をうけ、答申の趣旨を尊重しながら、四十四年度に実施計画に入り、三カ年継続事業として、事業費約三億円（主体工事費）四十六年度末に建設計画が完了し、四十七年度四月開館の予定である。いま、基本設計を東京・山下設計事務所の大阪支社に委託し、本年四月に設計完了、七月工事開始の準備をととのえている。審議会の構成メンバーは、西村精一（前京都府立総合資料館長）、伴潔（前神戸大工学部長）赤井千磐（神戸市立図書館長）、八木哲浩（神戸大教授）を専門委員とし、建設準備委員に市図書館長・市史編纂室長を中心として、杜教課長・建築課長などを含めて、実質的な推進役としているが、図書館長は図書館部門を、市史編纂室長は資料館部門の直接担当者となっている。調査期間二カ年は、前述の調査費二百万円を駆使して、

全国の主要な図書館・博物館・美術館・資料館をたずね、規模・構想について納得のいくまで追求調査し、ときには建設についての打合会を幾度となく開いて基本設計にいたるまでになった。設計委託後も設計事務所と一緒に研究会を開き、施主側の意図を十分滲透させ、とくに現場の意見を十分尊重させている。

参考までに最終的基本設計と構想を紹介すると、

床面積概算表
(敷地面積約 3,000坪)

	計	図書館	資料館
B1	804	560	244
1 F	1,371.8	823.8	548
2 F	1,618.5	795.5	823
3 F	907.5	907.5	
PH	116	116	
合計	4,817.8 (1,460坪)	3,202.8 (970坪)	1,615 (490坪)

資料館の主要機能面積 (m²)

1 特別展示室	156	5 荷解室	24
2 資料修史室	66	6 展示室(A)	406
3 収蔵庫	137	7 展示室(B)	234
4 貴重書庫	28		

それぞれ別棟で、渡廊下をはさんで図書館は3階建・資料館は2階建で、両館とも地階を持っているが、民俗資料などの雑品は別に倉庫をもうけて収納する計画である。

☆ 資料館建設に至る経過

資料館建設の動機は、市史編纂事業が契機であり、市史資料の収集調査の過程で、資料の保存が如何に大切であるかを教えられ、「現地の資料は現地で保存」しようとするものである。編纂事業は昭和四十年から四十五年までの六カ年事業全六巻の計画で、所要経費約六千万円（人件費は除く）を投じ、専門委員十一名（阪大・

神大などの教授）と総務部市史編纂室職員七名（部課設置条例により）のスタッフで発足し、本年度は最終年度で、一巻三巻の刊行を予定している。市制施行二十五周年記念・明治百年記念事業として、市長の主要文化施策としていることは、すでに記したとおりである。

昭和四十一年度発行の市史編纂事業計画概要書の『市史編集にともなう付帯事業（とくに史料保存について）』を抜粋し参照すると

「――資料館開設と修史編纂の補正――」

なお、この市史編集の基礎調査過程で、市史出版の事前作業として、市内の史料所蔵者別の文書目録を作成し、市史編集に資するとともに、今後の史料の散逸を防止する役割をはたす。さらに、伊丹の近代関係資料もすでに散逸しつつあるが、これを精査し網羅的に収集して製本整理し、市史編集に役立てるとともに、市史資料編とは別に永く市に保存する資料を残したい。（中略）

ただし、市史編集は六カ年で編集刊行を終了しても、なお、その後も編集は閉じることなく、資料館にひきつぎ資料の整備・補正のため形を変えて継続されるのが史料保存の本旨である。（中略）

3 機構（中略）

(2) 市史編纂室・昭和三十八年十月から昭和四十年三月まで市史編纂のための諸準備期間として、市立図書館でその機能を果たしたが、昭和四十年四月・市長部局総務部に市史編纂室（部課設置条例による）を設置した。市史は年限を追って編纂し、完了の場合には編纂室も解散するのでなく、市史完了後も市資料の原稿を整備し、今後のためにそなえ、たえず補正するための収集、保存の途を考えなければならぬ。昭和四十七年度開館予定の資料館はそのための

ものである』（後略）

このような意図と計画のもとに現在に至ったのであるが、目下收藏資料の撰択を、市史編集事業と並行して編纂室ですすめている。

縄文・弥生の市内出土遺物の整理（甲陽高校などにいま委託保管）、民俗資料は各中学校区単位に教室の一部借用保管・金石文石造美術の調査と拓本採収。近世庶民史料は各旧部落単位に寄贈・寄託の促進と整理、近代・現代の行財政資料は、とくに土地台帳・議会議事録・統計書などをまとめて整理保存、戸長・区長文書、民会資料はほとんど収集完了、ものによっては県単位（統計書、勸業報告、年報、県史料、教育雑報など）に収集している。市域外（流出した文書も財政当局と合議して予算に必要経費を捻出している。とくに「庶民史料が地方史の根本史料となるべきである」との見地から市史第六巻は「文化遺産編」として、石造美術・仏像彫刻・古建築・民俗・書跡など伊丹にのこる文化遺産編としてとりあげ、資料館運営の指針となるような心がけている。

伊丹市の現勢

◎ 面積 二五・〇九㎞²
◎ 人口 約十五万人

（伊丹市史編纂室）

阿武川民俗資料館(仮称)について

波 多 放 彩

本県の北海岸側第一の長流、阿武川の上流に阿武川ダムが建設され、川上・福栄両村にまたがる九部落、二〇六戸が水没することになった。そこで県教育委員会では、この工事により水没する人たちのもつ、いわゆる民俗資料を緊急に調査し、記録にとどめるため、昭和四三〜四四年にわたり、わたしたち調査団員一五名による大がかりな調査を行なった。一地方の民俗調査としては、県内で行なわれた、もっとも長期で、もっとも最大な規模をもったものであった。

この地域一帯は、古くから平家の落人たちによって、かたちづけられた村と伝えられるだけあって、古いしきたりの風俗や慣習をとどめているばかりでなく、生活用具にも数多の貴重なものをもっていた。一、二を挙げると、ここは県内でも筆頭にのぼる美林をもつ村落なので、杣道具が豊富である。古くからひらけていた阿武川下りの川舟(高瀬舟)の船大工の家がある。特殊な和紙「佐々連紙」の産地である。養蚕が盛んに行なわれている。ごく最近まで大麻や綿を栽培していた等々である。こうした生業に伴う用具は多種多様で、しかも、昭和一二年に二間巾の道路が開通するまでは、唯一の物資需給地としての萩市への出入も、ほとんど徒歩によったという悪条件、しかも移入品はことごとく担送であったので、き細な物資でも入手は容易でなかった。だからいろいろな道具類でも大切にし

た。たとえば、桶類にしても、例外なく柿しぶを塗って加工している。しかも、大小さまざまな桶類を容器として用いている。柿しぶは桶類だけでなく、箆や、竹で編んだ漏斗に和紙を貼ってその上に施したものや、和紙を貼り合わせたものに施した莫塵代用、畳べりなどと、いろいろ工夫している。木器類も明治初年までこの地域の山奥に木地師がいたので、彼らの製品が残っている。土地の人たちが、物を大切にあつかうということは、決して使い古したからといって、それを棄てないでもっていることだ。それゆえに、いろんな生活用具類の変せんを知る上に、大いに役立つわけである。

衣類にしても、大抵の家が手織りの着物や蒲団をもっていた。藁しん蒲団もあった。蚊帳もあった。それらは、自分で綿作し、紡いで、染めて、織ったものである。

こうした民具類の概数は二万点以上にのぼるであろう。また、部落の鎮守の祭礼や庚申講等々の当屋帳から、家々に伝わる古記録類の文書等もある。

これらを、余すところなく収集し、整理して一般に展覧させようというのが、いま計画されている阿武川民俗資料館(仮称)の仕事である。

民俗資料は生きていなければならない。たとえば、製紙道具にしろ、織機にしろ、それを据えつけただけでは意義が半減する。動かせば紙をすくことができ、機織りが可能なところに意味がある。こんどの資料館では、そこまでやらねばなるまい。什器類にしてもそうだ。陳列棚にならべるのではなく、民家をつくり、そこに囲炉裏を設け、自在鉤をつるし、土間には竈を築き、ダイガウを据え、桶や甕、徳利など、常態のままの配列をしてこそ、民家としての価値を

みとめるのであって、これらを平面的に陳列したのでは民俗資料館としては、強いそしりをうけるであろう。

資料館としては、まだ収集の緒にいたばかりである。慢に二万点を数えると予想される資料の整理だけでも、丸一年はかかるだろう。その上で資料館ができ上り、さて運営となると、こうした方法をとるのがよいと、私は思う。

(阿武川民俗調査団員・民俗資料収集責任者)

地方文書館設立の問題点

— 信濃史学会主催地方史研究大会に出席して —

兼 清 正 徳

昨年昭和四四年一〇月二五日から三日間、信濃史学会主催の「地方史研究大会」が松本市で開かれた。一地方史学会主催の全国大会は最初のことであるが、全国各地からの参会者は四〇〇名に達し、地方史研究者の底辺の拡がりがまざまざと感じられた。

第一日の研究発表、第二日午前の「地方史研究の問題点」の発表と討論につづいて、午後共通論題として「地方文書館の設立について」の発表と討論がおこなわれた。発表は、

埼玉県文書館の設立の経過と今後の問題点

埼玉県立図書館文書課長 吉本富男

山口県文書館について

山口県文書館長 兼清正徳

地方文書館の問題点

長野県史編纂委員 町田正三

であり、発表後の質疑討論においては、

歴史史料保存法の制定勧告について、明治大学教授木村礎として日本学術会議総会での経過報告があり、「歴史史料保存法」の制定を政府に対して勧告することが一〇月二三日に万場一致で可決された旨が報告された。これによって、三四年に学術会議が国立文書館の建設を政府に勧告した結果、いま皇居地域内に国立公文書館の建設工事が進められているように、数年先には地方文書館設置についての法律が制定される見通しが立ったことは、この大会の目的の一つが文書館設立運動の促進にあっただけに、満場がどよめいた。今後の問題は、文書館法（仮称）の起案を文部省がおこなうか、あるいは総理府または自治省がおこなうかであるが、三四年に自治省が各市町村へ公文書保存について通達を出し、三五年に総理府が各省庁に公文書の散逸防止を依頼している前例から見ても、たぶん自治省の主管となるのではなからうかと推測される。いずれにしても、立法措置を早急にとるよう促進する必要がある。

つぎに、地方文書館設立についての発表、討論を通じて考えられたことの要点は、

① 地方文書館はなぜ必要であるか。

② どんな文書館をつくるか。

③ 文書館では何をするのか。

④ 集約することができる。これらの要点を具体的に展開すると、

①については、

1 古文書散逸の防止について、私有財産である家々の古文書記録類は急速に散逸している。不用物として焼却したり、古物商に売ったりする。散逸を防止するための保存機関を設置して集中保管を考えなければならない。

2 地方公共団体の公文書、記録類は一定年数を経ると廃棄されるので、この保存と活用組織の方策を講じなければならない。

③については、

1 史料の現地保存を原則とし、都道府県を単位に設置し、ついで市区町村あるいは数地区を単位に設置する。

2 既設の関連機関である図書館・博物館とは機能を異にするので、文書館は独立していることが望ましい。

3 文書館の所属は県(市区町村)とするか県(市区町村)教育委員会とするかについては、行政文書受け入れの面から云って前者の方が望ましい。

4 専任館長の下に専門職員を置き、研究職とし、身分的、経済的保障が与えられる。

④については、

1 管内の文書の所在調査をおこなって所在目録をつくる。

2 史料の収集は購入、寄贈、寄託により、そのほかはマイクロフィルムに収めて保管する。

3 図書館のNDCとは異った史料分類法を定め、検索の能率化をはかり、あわせて利用カードを整理する。

4 行政文書の保存選定基準を定める。

5 所蔵史料目録、解題、索引を刊行する。

6 所蔵史料のうちの主要なものから逐次刊行する。

7 計画的、体系的な県(市区町村)史、史料集を編集して出版する、などである。

最後に、本大会の名において政府ならびに関係諸機関に提出する地方文書館設置についての意見書の原案を可決した。この原案を要

約すると、

一 地方文書館は、都道府県、市区町村、もしくは都道府県内の数地区を単位に設置する。

二 地方文書館の業務

1 地方自治体の公文書・記録の保存、整理をする。

2 民間所有の史料の購入、受託およびその保存、整理をする
3 民間所有の史料の調査、所在目録作成、マイクロフィルム化をする。

4 保管史料を利用者に対して無料で公開する。

5 重要な史料を公刊し、専門職員の研究成果を発表する。

6 各文書館ならびに関係機関を連絡、調整、情報交換をする
三 地方文書館の設置と運営

1 設置と運営は地方費によることを原則とするが、国費による助成措置も講じられる。

2 専門職員は研究職とする。

3 学術経験者から選ばれた運営委員会を置く。

四 右のために「文書館法」の立法措置が必要である。

以上のように、この大会において、われわれが現時点において焦眉の急としている重要な問題についてお互の見解を述べ合い、問題点を指摘し合うことにより、共通の理解度を深めることができた。

しかし、地方文書館設置についての要望のどの項目をとってみても、その実現には多くの障害や困難がある。建築費にしても運営費にしても莫大な予算が必要であり、定員の問題にしても研究職の問題にしても折衝を重ねなければならない。道は開けつつあるが前途は険しい。お互いの努力を誓う握手を交わして散会した。

(山口県文書館長)

萩藩閥閥録の完結に当つて

昭和四十一年度から複刻に着手してきた「萩藩閥閥録」は、昭和四十五年度で完結する運びとなった。当初は全四巻の計画であったが、「寺社証文」と「閥閥録遺漏」は、その性格上から追録すべきものと考え、第四巻に寺社証文を含め、別巻に閥閥録遺漏を収録することとしたため、事実上は全五巻となる。

さて、「寺社証文」とは、編者永田瀬兵衛政純が「閥閥録」を編集するに当つて、防長両国の寺社関係文書・記録を、家臣団関係とは切り離した形で姉妹篇として編集し、「寺社証文」の別標題をつけたものである。その編集年次は、山口瑠璃光寺文書の奥書に「此外記録仕、可差上儀無御座候事 享保十年乙巳歳八月吉日」と見え、家臣団関係の調査に引続いて編集され、翌年に至り「閥閥録」と共に完成したものと考えられる。その収録の寺社名は、周防部では、都濃郡の龍文寺・建咲院・興元寺・四熊宮、防府の阿弥陀寺・国分寺・天満宮・僧大専坊・同円薬坊・一宮、吉敷郡の源久寺・見性院・正保寺・養徳院・興隆寺・乗福寺・禅昌寺・泰雲寺・瑠璃光寺・常栄寺・大通院・妙寿寺・周慶寺・長寿寺・永福寺・龍福寺・俊龍寺・真如寺・善福寺・妙湛寺・仁保八幡宮・山口三宮・古能天満宮・高嶺諏訪・今伊勢・祇園・山王・熊野・今八幡・多賀・嚴嶋・賀保庄南北八幡宮、長門部では、伊佐南原寺・船木瑞松庵・棚井東隆寺・同浄名寺・湯本大寧寺・俵山能満寺・同松川八幡宮・船

本岡崎八幡宮・惣社八幡・恒石八幡・末延八幡・長府二両社・赤間閥阿弥陀寺・龜山八幡宮・萩春日社の三十四寺・二十三社で、三十冊に収められている。

その後、寺社については、元文年間以降、井上武兵衛宛に詳細な寺社調査書が提出され「防長寺社由来書」と総称して山口県文書館に架蔵されているので併せて参照すべきである。

次に、「閥閥録遺漏」は、その文字の通り閥閥録の編集時に漏れたものを集録したことを意味している。その編集時点は文政・天保・文久年間の頃の録上もあるので、一応幕末期の編集と考えてよからう。順序不同であるが、二百二十七家分を十五冊に分冊追録している。右の性格から遺漏は直接永田政純編の閥閥録とは異なるものであるから、別巻扱いにすることとしたことをご了承いただきたい。

なお、毛利氏の家臣団所蔵の古文書については、寺社同様に元文年間以降に詳細な家系・伝書と共に「萩藩譜録」と総称して提出されたものがあるので、閥閥録と比較考察すべきである。

最後に、「萩藩閥閥録 第三巻」の出版が予想外に手間どり、購読者の皆様に大変迷惑をおかけしたことを深くお詫びすると共に、第四巻および別巻の出版の完結をご支援下さいますようお願い申し上げます。なお、完結へのお気付きご要望などがございましたらばご一報いただければ幸甚に存じます。

(田村哲夫)

史料収集雑誌

現存する史料は、時間の経過に累加的に散逸してゆくといつてよいほど史料散逸の度合は早い。それは最近作成された史料であつて

も例外ではない。昭和四十四年度当館では、山口県会議員歴任者の文書所蔵状況について調査をおこなったが、ごく最近まで県会議員をなさった方でも議員当時の配布資料等をほとんど処分している状態なのである。

昭和三十四年、山口県文書館設置以来当館では史料の収集について努力をはらってきたが、その結果当然消失する運命にあった史料も消失を免れ、歴史解明に一役荷っているものも少なくないであろう。そのように史料収集に対する成果は認めながらも、史料収集体制について解決をせまられている問題が種々ある。その一つは調査員制度である。県下各地に存在する文書類は、時として、所蔵者自身も気付かず蔵の片すみに放置されていることがあり、この文書類に日の目を見させるためには一軒一軒を足でまわるより他なく、その存在の情報を得るためにも県下各地に情報の網をはることは大事である。その意味においても調査員制度は充実される必要がある。この調査員制度について文書館規則には「地方調査員をおくことができる」と明記しておりながら、館設置以来十年、未だに実現しない状態で今後の大きな課題であるといえる。

その二として、将来の文書が公文書を中心として収集されるであろうことを思うとき、官庁において作成される文書がスムーズに文書館へ入ってくるようにする必要がある。山口県文書取扱規程には「文書課長は、その保存に係る文書のうち、山口県文書館に引き継ぐことが適当であると認めるものがあるときは、館長と協議の上、これを文書館に引き継ぐことができる」と定め、また県教育委員会との間においても同様の規程が設けられている。そのおかげで県学事文書課に保管されている文書が、多数当館へ移管されている。し

かし一方において各課独自の考えのもとで廃棄されている文書の中に大切なものが多数あり、これらの文書収集をいかにするかという点も課題の一つにあげることができ、その他収集に関する解決すべき問題点はまだまだ多い。

ところで収集には、館員や調査員によって在野の文書を探索し収集する場合と、例えば当館がかかえている「山口県政史」執筆上史料の不足を痛感し、それを補うためにおこなう収集とが考えられる。収集についてのこの二つの行き方は車の両輪の如きもので、常に二つが相平行して進むべきもので、一方への極端なよりかかりはつしむべきであろう。

「山口県政史」編集事業にとりくんで、史料の不足を痛感した私共は、山口県政を担当し推進した山口県会議員歴任者が所蔵しているであろう議事録・パンフレット・写真類の収集をおこない史料の充実を期することにとめた。その手順として、(1)県会議員歴任者の氏名・在任期間の調査 (2)県会議員またはその後継者の現住所の調査 (3)その住所にもとづいて各県議歴任者へ史料所蔵有無の照会 (4)所蔵の回答をいただいた県議に対し訪問日時 の照会 (5)収集 (6)収集文書の整理・目録作成 (7)収集先との所要手続、の順におこなった。

県会議員歴任者は、県会事務局のリストで調べたが、その県議の在任期間、主な役職等メモしておくとか家を訪問した際、話をする上、大要役に立つものである。県議の歴任者が判明したならば住所を調べなければならぬわけだが、このたびは各市町村教育委員会あるいは個人へ調査を依頼した。県議がその市町村出身者とはいえずの事であり、転居している場合が多く、調査にはぜひ分手こずっ

た模様であるが、ほとんどの県議について回答があり、なかには、私共の照会記事の誤りを指摘してくださったり、県議同志の統柄などわざわざ関係図を附したりしていただき、ずい分示唆を与えていただいた。

文書所蔵の有無について約三百六十家へ照会したが、そのうち約一割の方から何らかの史料所蔵の回答があり、その結果、明治・大正・昭和期にわたる県議会決議録、昭和初期の山口県統計書、山口県会政友会決議録、古くは坪付帳等々約二千五百点の史料を収集することができた。

昭和四十四年度、こうして多くの史料を入手することができたが、この史料収集方法は、当館からの照会に対し回答をいただいた家のみを対象としたため、中にはこのようなものには史料価値はないであろうと判断し、返事をくださらなかった家も多かったであろう。それは、史料収集にあたってロスの少ない方法をとったがための高価な犠牲であったともいえる。

(後藤忠盛)

山口県政史の出版に当って

昭和四十一年度から五カ年継続事業として始まった山口県政史は、最終年度を迎えいよいよ出版の運びとなった。過去四年間をふりかえり、当編集事業の特徴点と思われることを述べてみたい。

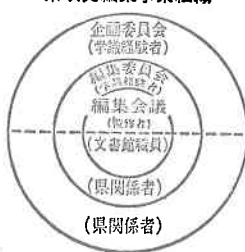
1 組織

県政史を編集するに当り、先ず問題となったことはどのような組織で、誰が編集執筆するかということであった。他県の例でみると

外部（大学関係者等）に依頼するものと、県庁部内編集の二方法がみられる。しかし、当県では他県にみられない文書館があり、五万点に近い県庁史料を保存していることは他県にない強みである。

そこで文書館が中心となって

県政史編集事業組織



編集上の基本を定める。企画委員会は大方針を定め、編集委員会は編集上の基本を定める。具体的な小さな問題は毎月一回定期的に開催される編集会議でできる。この会議は執筆者が輪番で発表を行なって相互に検討し調整する会議でもあった。

これらの組織の特徴は県庁部内編集の場合にみられる独善的な編集の弊に陥らないため、学識経験委員の指導と助言を受けて、県民に親しまれるような読みやすきもので、しかも近代史研究の学問的な成果をとり入れたものを目指したことにある。監修者は学識委員中から選出されている。

2 収集と整理

県政史発足当初は約二万五千点で、しかも未整理であった当館の県庁史料が、現在では倍増して約五万点となり、仮整理も一応修了している。これらの中には、旧県議の悉皆調査による二千五百点のぼる貴重な史料の含まれていることは前述の通りである（史料源記参照）。

年次計画過去四年間のうち、半分に当る約二年間はこれらの史料整理に明け暮れた。一点一点の史料を手に取り点検して史料カードをつくる作業は、単調であった。このためアルバイトを入れて一気呵成に出来るのではないかと、との意見もあった。しかし県庁文書の分類整理は未開の分野であって、アルバイトで出来るほど簡単な作業ではない。分類整理に当って仮分類ではあっても一応山口県文書館分類法とも称すべき独自の方法を考案したのは、大きな成果ではないかと考えている（文書館ニュース四号参照）。また分類整理を、執筆に当るわれわれ自身が行なったことが、のちに執筆するに当って役立つことは計り知れないものがあつた。

3 執筆

執筆に当って先ず作成したものが年表である。これは主として県報・防長新聞・山口県文化史年表等から抽出して作成し、この年表をさらに事項別年表にまとめた。

史料は出来るだけ県庁史料の原本をみることにしたが、困ったことは鉱工業のように、戦前の県政では国の事業であるため直接タッチしていないので、史料のほとんどない分野があることである。しかし産業構造面で大きな比重を占めているため、いくら県政上行政指導をしていないからといって、県政史でふれないわけにはいかない。そこで国家机关の管理下のもので必要な事項にはふれることにした。

また業界誌紙や当時のパンフレットは、行政史料とは違った意味で大切な史料である。パンフレットはある意図をもって作成されたものであるだけに、当時の政策を知る上で貴重なものである。

4 出版

現在最終原稿をまとめ、来春三月の出版予定で鋭意努力中である。
(広田暢久)

編集後記

○「秋藩閥鋭録」第三巻の出版にあわせて、本号を編集しました。御投稿をお願い申し上げご多忙中にもかかわらず快諾下さいました木村先生をはじめ四氏の方に厚く御礼を申し上げます。学術会議・都・市・町村と各段階の文書館問題が、今回のように出揃ったことは、これまでになかったことです。

○これまでは「公共図書館協会郷土の資料委員会」で討議されていた文書館問題が、最近では「都道府県行政資料室連絡協議会」でも取り上げられるようになりました。この協議会は昨年十一月東京都公文書館で第二回目が開催されました。昨年の全国博物館大会でも文書館問題が話題になったというのですが、関連機関で文書館問題が取り上げられるようになったことは、大へん喜ばしいことです。しかし、図書館・博物館・民俗館・行政資料室・文書館では、類似性、関連性は強いと思いますが、目的と性格は少しづつ異なっていると思います。市町村段階ではこれらの分離は無理でしょうが、少くとも県段階では早く独立した文書館の設立が望まれます。「各県に文書館をつくらう」との声を広め高めて行きましょう。

○昨年四月から当館の職員が全員研究職となりました。また今年四月から文部省指定の研究機関となりました。館舎の新築も調査段階に入りました。館長以下十三名の職員も、これでは、はりきらないわけにはいきません。乞御期待。

文書館ニュース 五号

昭和四十五年五月十日発行

山口県文書館

山口市春日町八番三号
電山口(一)四三七〇番

〒753